

# 工業統計調査規則の一部を改正する省令について

## 1 改正の背景

工業統計調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、工業統計調査規則（昭和22年通商産業省令第81号）の定めるところにより、工業の実態を明らかにし、工業に関する基礎資料を得ることを目的として、経済産業省が実施している。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、経済センサス - 活動調査の実施中間年における経済構造統計について、関連する基幹統計調査を再編した上で経済センサス - 活動調査実施年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握することとされた。工業統計を廃止し、経済構造統計のための基幹統計調査の整備することに伴い、工業統計調査規則の省令の目的及び調査の目的を変更し、総務省・経済産業省の共管調査とするため、工業統計調査規則の改正を行う。

## 2 改正の概要

第一条の省令の目的及び第二条の調査の目的を変更し、主務大臣として総務大臣の追加を行うため、工業統計調査規則の一部を改正する。

### （1）省令の目的及び調査の目的の変更

工業統計調査により作成する基幹統計を、工業統計から経済構造統計に変更

### （2）主務大臣の追加

共管化にあたって、主務大臣として総務大臣を追加

## 3 今後のスケジュール

公布日 平成31年4月1日

施行日 公布の日